

# 共済組合組織の統合について（お知らせ）

## 令和7年4月の統合に伴う所属の変更等について

令和7年4月1日以降、仙台・札幌・高松の各高裁管内に勤務する職員の皆さんは、裁判所共済組合「本部」所属の組合員になります。

同日以降は、仙台・札幌・高松の各高裁管内に勤務する職員の皆さんは、他の本部所属の組合員同様に、直接本部に対して共済関係の手続きを行ってください。

現在、仙台・札幌・高松の各高裁管内に勤務している職員の皆さんが利用している組合員証、被扶養者証、資格確認書等は **4月1日以降利用できなくなります。**

新たに本部所属の組合員となる方への資格確認書等の手続きのイメージは別添資料のとおりです。

## 令和8年4月の統合について

各年度の統合について検討を進めることについて、令和4年度決算に関する運営審議会承認されていますが、令和8年4月に名古屋・広島の高裁管内支部を本部に統合することについて、令和7年3月に開催予定の令和7年度事業計画及び予算に関する運営審議会に諮る予定です。

裁判所共済組合ウェブサイト

<https://www.kyousai.courts.or.jp>



裁判所共済組合本部

